

傷病手当金算定方法の変更について

横浜市職員共済組合
医療福祉課（松村ビル4階）
TEL 671-3402 FAX 641-0915

[ホームページ]
<http://www.yokohama-kyosai.or.jp/>

平成27年10月法改正により、傷病手当金算定方法がそれまでの給料制から標準報酬制に変更されましたが、さらに平成28年4月法改正により、傷病手当金の算定の際は過去12か月の平均標準報酬日額を使用することとなりました。

なお、傷病手当金日額が休職給日額を上回る場合は、その差額が傷病手当金として支給され、差額の支給開始日から1年6か月で傷病手当金の支給は終了します。（例イ参照）。

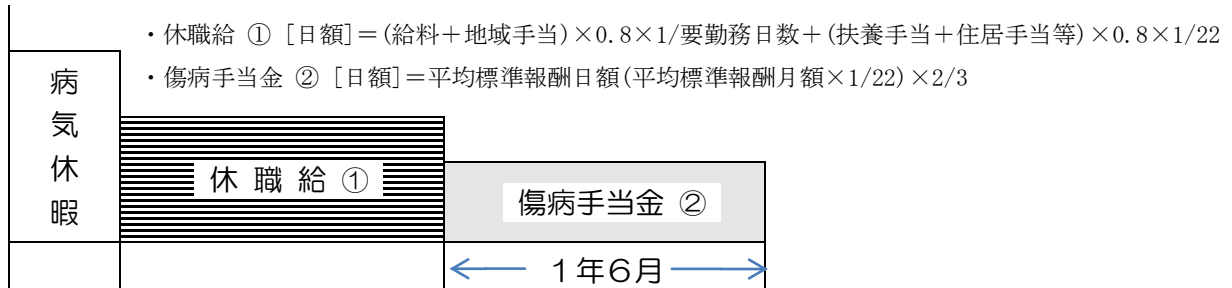
■ 傷病手当金の額は、休んだ日1日につき

傷病手当金の支給開始日の属する月以前の過去12か月の平均標準報酬月額×1/22×2/3（1円未満四捨五入）となります（平成28年4月から適用）。

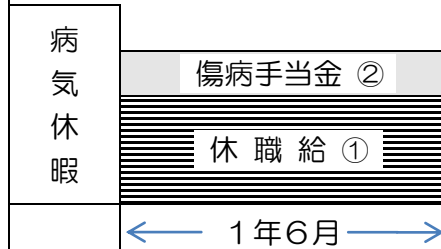
※ ただし、該当する期間に給与の全額または一部が支払われていて、その日額が傷病手当金を上回る場合、傷病手当金は支給されません。支給された給与日額よりも傷病手当金のほうが多い場合は給与日額と傷病手当金との差額が傷病手当金として支給されます。

【例：病気休暇取得後、私傷病休職に入るケースの場合】

ア 休職給日額① ≥ 傷病手当金② の場合 ⇒ 給与の支払がなくなって無給になった日から1年6か月の範囲で傷病手当金を支給



イ 休職給① < 傷病手当金② の場合 ⇒ 支給された給与の額を傷病手当金②が上回った日から傷病手当金② - 休職給①の差額を1年6か月の範囲で支給



■ 傷病手当金は次の①～④のすべてに該当した場合、支給を受けることができます（注：支給の開始時期を組合員が任意に選ぶことはできません）。

- ① 業務外の事由（公務災害・通勤災害以外）による病気やけがの療養中であること。
- ② 療養のため勤務ができないこと（労務不能）。
- ③ 療養のために3日連続して勤務を休み、4日目以降にも休んだ日があること。
- ④ 支払われた給与の額が傷病手当金よりも少ないか、または給与の支払いがないこと。

傷病手当金の申請の際は、必ず事前に各所属の共済組合事務担当課へご相談ください。